

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と子育てを両立し、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年1月19日～平成34年1月18日までの5年間

2. 内容

目標1：配偶者（妻）の出産時に男性労働者も育児休業を取得しやすいように、制度を整え、資料・説明会開催等により周知する。

<対策>

- 平成29年1月～ 制度に関する資料配布及び説明

目標2：計画期間内に男性労働者の配偶者（妻）が出産する場合には、育児休業取得を奨励・推進する。

<対策>

- 妻が出産予定の社員への個別フォロー（育児休業取得の奨励、相談に応じるなど）
- 育児休業開始日から5日間以内の賃金については、減額せずに全額を支給する。